

土地の掘削等・土砂等の堆積規制法案

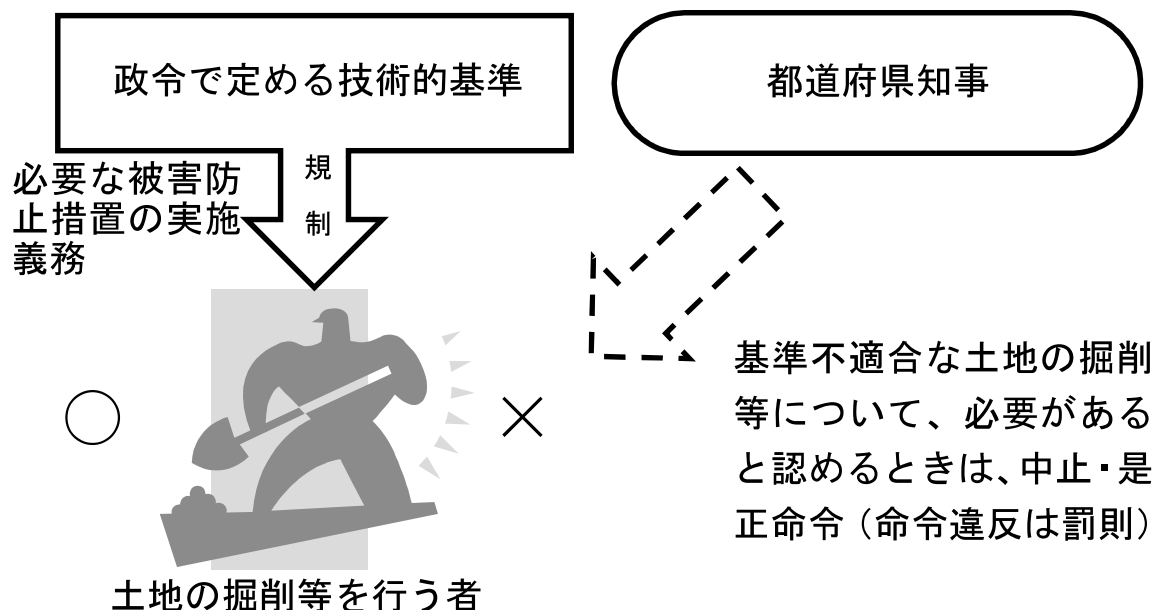
【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

宅地造成工事以外の土地の掘削等について急傾斜地の崩壊等の災害防止に関する一般的規制がなく、また、不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生している。

→ 土地の掘削等（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更行為及び土砂等の堆積行為）に関する規制を設ける必要がある。

- 1 土地の掘削等を行う者は、政令で定める技術的基準に従い、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を発生原因として生ずる被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事は、1の規定に違反して土地の掘削等が行われた場合において、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を防止するために必要があると認めるときは、当該土地の掘削等を行った者に対し、当該土地の掘削等の中止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 2の命令の違反に対し罰則を科する。



注）条例による上乗せ規制を妨げない。